

大正時代の女工の食（第5報）

○中野典子（相山女学園大）馬場景子（名古屋工業大）

本発表では大正時代の女工の食費の分析結果を中心課題とした発表を行なう。大正時代の資料からの分析である理由は、日本で最初の労働法である工場法が大正5年に施行され、大正12年に第一回の改正が行なわれたことにより、工場労働者管理の記録が所轄警察署に提出されたことを先行研究で明らかにしたように、この時代の資料は日本の労働者の研究を行なうにあたっては非常に重要な資料であるためである。また先行研究では、女工を取り巻く工場労働の環境を食生活と健康を中心に発表してきた。今回は大正11年の女工の賃金支払簿からの食費分析に焦点を当てて考察する。

女工は近代日本を支えた日本で最初の女性労働者であった。この存在は現在の日本の女性労働者の草分け的存在であることは言うまでもない。明治以降、労働条件の改善は見られたが、現在でもなお、女性というだけで労働上の差別を受けたことに関しての裁判が行なわれている。このような事件は「昇給や昇進で性差別を受けた」ことが一番の争点となっているといえる。女工という呼称が付けられた女性賃金労働者は過去のものであるが、当時の社会通念の一部の根強い男女差別の観念が現在の日本にまだ存在していることも現実である。

大正時代の女工の食費分析を通して、当時の女工の労働条件を考察し、日本社会の中に在る男女差の原因の一端を明らかにする。